

基本計画（補助金）見直しの方針

- (1) 平成 31 年度（2019 年度）までの行政手続コスト「20%削減」に言及していない基本計画が多い。また、20%削減の具体的な根拠やスケジュールが不明確なものも散見される。

各省毎に補助金の分野で、2020 年 3 月末までに行政手続コストを 20%削減する必要があるため、補助金毎の削減目標や、具体的な手段ごとの削減見通しの根拠、削減に向けた具体的なスケジュールを、基本計画に記載すべき。

また、「行政手続の電子化の徹底」という観点から、電子申請の利用率の目標も、基本計画の中で提示すべき。

- (2) オンライン化が進んでいない理由をしっかりと分析して、対策を講じるべき。多くの補助金において、メールや郵送による受付を電子化に含めているが、特に申請件数が多い補助金については、WEB 申請システムを検討すべき。

（モデルとすべき事例、科学研究費助成事業（文科省））

- (3) 「取組事例」（別紙）を参照し、積極的に導入を検討すべき。

（下記 ～ は別紙より抜粋したモデルとすべき事例）

同一補助金において、公募段階で求めた資料は、交付決定段階で求めない（経産省）。また、省内の補助金で提出した書類について、他の補助金申請の際に提出不要とする。（経産省）

地方公共団体に対する間接補助金について、必要最小限の記載項目を標準様式として提示するとともに、詳細な記載例を作成し、事業者が記載すべき情報を必要最小限のものに抑える。また、添付資料について、「その他参考となる資料」との曖昧な記述は廃止（必要な資料は明記）する。（厚労省）

実績報告書について、EXCEL による自動計算とし、窓口持参や郵送ではなく、電子的な提出とする。（厚労省）

- (4) 簡素化の対象範囲が、補助金の「公募・交付決定段階」のみを対象とするものが多い。「公募・交付決定段階」以後の手続についても、簡素化を工夫すべき。

（実績報告書（上記(3)）書類保存負担の軽減、検査対応時間の合理化など）

(5) 地方公共団体に事務が委任されていることを理由に、国では対応不可能とするものが散見される。また、地方公共団体の協力を得るための具体的な方策に言及していないものも多い。別紙「取組事例」(上記(3))を参考に、基本計画を見直すべき。

(注) 補助金適正化法において、補助金交付申請は要式行為(添付書類等は「各省各庁の長が定める」(同法第5条))であり、「各省各庁の長が補助金交付の条件を附すること」(同法第7条)とされている。また、間接補助金等については、補助事業者等に対する補助金等に附された条件と同一の条件を間接補助金等に附すべきこととされている(補助金適正化中央連絡協議会)。このような考え方からすれば、間接補助金の「申請書の書式の統一は不可」というのは、誤りであると考えられる。

(その他各府省庁に追加的に提出を求めるべき情報)

1. 基本計画に定めた補助金に関する公募申請件数
2. 既に計測した場合の行政手続コスト(作業時間)

以上

モデルとすべき取組事例

1. 電子化の徹底

(1) 科学研究費助成事業 (文科省)

独自の電子申請システムで以下の手続が可能。(対応済み)

- ・応募書類の作成・提出
- ・審査手続、交付申請書類の事前確認
- ・実績報告書類の事前内容確認
- ・成果報告書の作成・提出

(2) 社会福祉施設等施設整備費補助金 (厚労省)

実績報告書について、EXCELによる自動計算とし、窓口持参や郵送ではなく、電子的な提出とする。

(3) 統一基本計画 (経産省)

ベンチャー企業等による補助金申請について、申請を法人インフォメーションと連携し、補助金等の申請様式の共通化・オンライン化によるワンストップ申請システムの試行運用を平成 29 年度中に開始。

2. ワンスオンリー

(1) 統一基本計画 (経産省)

公募段階で提出を求めた書類は、原則交付決定段階で再提出を求めない。

経産省内の補助金申請で一度提出した書類は、他の補助金申請の際にも提出不要とする仕組みを検討。

3. 書式・様式の統一

(1) 統一基本計画 (経産省)

平成 30 年度より、同一補助金において、補助金公募段階と交付決定段階の書類様式を原則統一。

オンライン申請を前提とした場合の補助金申請時の法人情報等の記入様式のデータ項目化・共通化について検討。平成 30 年度以降、複数の補助金に跨がる書類様式記載項目の統一を実施。

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金 ほか 3 補助金 (厚労省)

地方公共団体に対する間接補助金について、必要最小限の記載項目を標準様式として提示。併せて、詳細な記載例を作成し、事業者が記載すべき情報を必要最小限に抑制。

4. その他簡素化

(1) 政府開発援助留学生交流支援事業費補助金・留学生交流支援事業費補助金（文科省）

返納処理を、支給対象者ごとに返納させていたが、大学単位で交付決定額と確定額の差額分のみ返納すればよい扱いに変更。（対応済み）

在籍確認方法を、指導教員等の確認署名が必要だったが本人申請のみで認めるよう変更。（対応済み）

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金 ほか 3 補助金（厚労省）

交付申請時の書式・様式を見直し、延べ 20 の記載項目を削減。

(3) 医療施設等施設整備費補助金 ほか 5 補助金（厚労省）

添付資料について、「その他参考となる資料」といった曖昧な記述を廃し、必要な資料を明記。

(4) 社会福祉施設等施設整備費、地域生活支援事業費等補助金（厚労省）

基本計画の対象範囲が、補助金の「公募・交付決定段階」だけでなく、公募から事業終了後に至る「手続全般」をカバー。

(5) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）

軽微な修正を職権修正で対応。

以上